



旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画

概要版

令和8年(2026年)3月

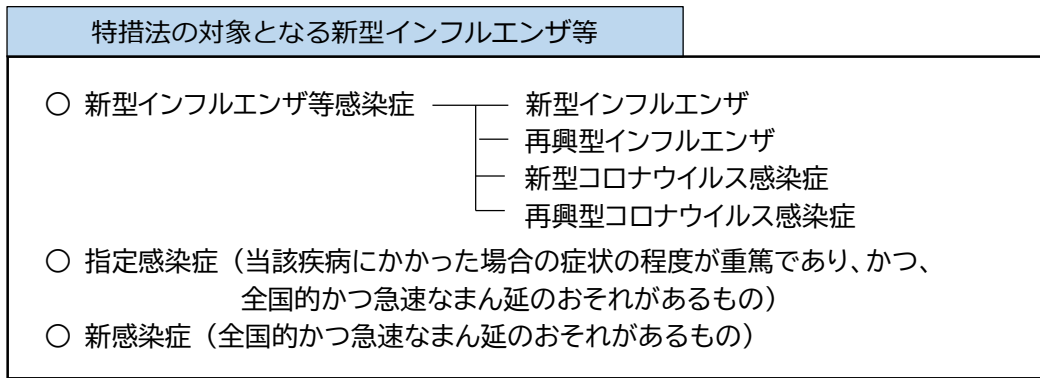
旭川市

■ 計画改定の趣旨

「旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、感染症危機に対応するための平時の備えや感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成 28 年 4 月に策定した。

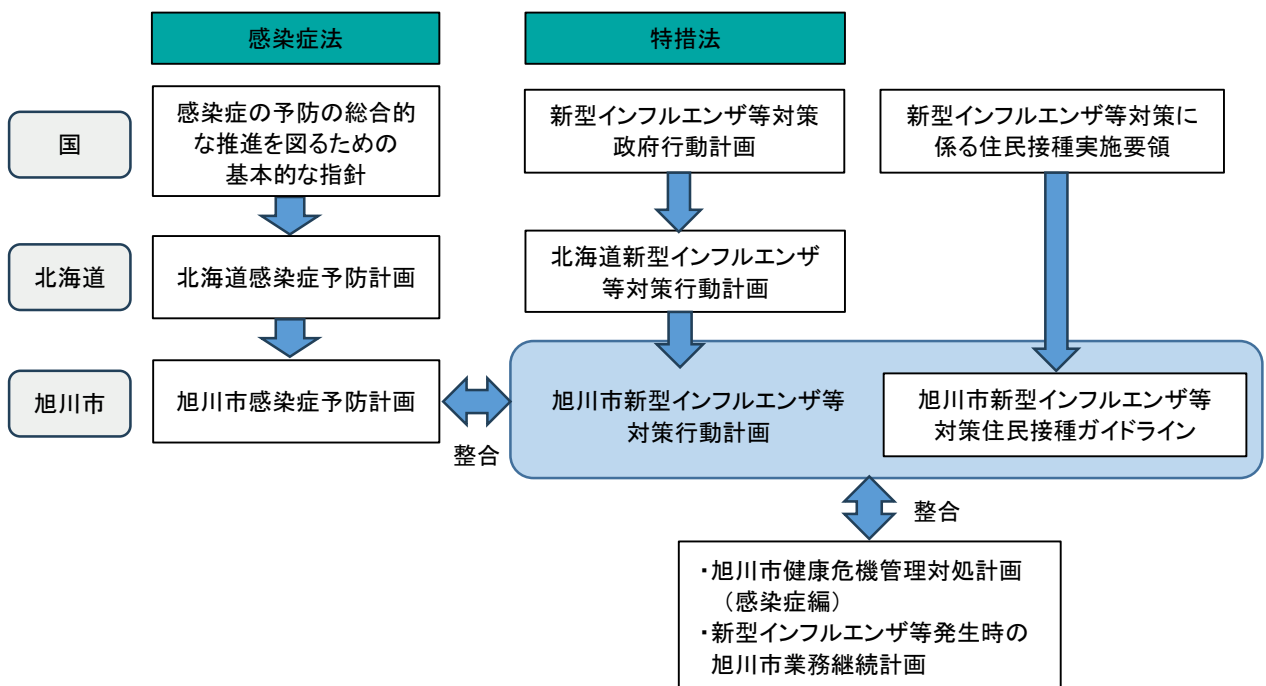
今般、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対応における課題等を踏まえ、令和 6 年 7 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）、令和 7 年 3 月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）が改定されたことに伴い、市行動計画の全面改定を行う。

また、特措法において定められる住民接種について、市は新型インフルエンザ等のまん延防止に係る措置として住民接種体制の構築を図ることが求められていることから、市行動計画に「旭川市新型インフルエンザ等対策住民接種ガイドライン」を定め、一体で運用することとする。



■ 計画の位置付け

改定に当たっては、政府行動計画及び道行動計画を踏まえるとともに、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき策定した「旭川市感染症予防計画」（以下「市予防計画」という。）等の関連計画との整合性を確保する。



■ 改定のポイント

新型インフルエンザ等対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
- ②市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小化すること

1 平時の準備の充実

- ・平時から実践的な訓練や研修を実施
- ・病床確保や発熱外来の対応等について、北海道と連携・協力し、医療・検査体制を確保
- ・庁内推進会議の設置や関係機関・団体等との連携体制を構築

2 対策項目の拡充等

- 対策項目を現行の6項目から13項目に拡充

※下線部が拡充項目

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| ① 実施体制 | <u>⑦ ワクチン</u> |
| ② 情報収集・分析 | ⑧ 医療 |
| ③ サーベイランス | <u>⑨ 治療薬・治療法</u> |
| ④ 情報提供・共有、
<u>リスクコミュニケーション</u> | <u>⑩ 検査</u> |
| <u>⑤ 水際対策</u> | <u>⑪ 保健</u> |
| ⑥ まん延防止 | <u>⑫ 物資</u> |
| | ⑬ 市民生活及び社会経済の安定の確保 |

- 時期区分を3期（準備期・初動期・対応期）に分けて設定

	準備期	初動期	対応期
時期区分	国内外における新型インフルエンザ等の発生 の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生 の情報を探知して以降、政府対策本部が 設置され、基本的対処方針が 実行されるまで	基本的対処方針が実行 されて以降

3 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波がくることも想定して対策を整理
- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

■ 各対策項目の主な取組

1 実施体制

平時から新型インフルエンザ等の発生に備えた人材確保や実践的な訓練等を実施するとともに、関係機関間の連携体制を確保する。有事には、市及び関係機関における実施体制を強化するとともに、新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた実践的な訓練の実施 ・市行動計画等の作成や体制整備・強化 ・国、地方公共団体等の連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の情報共有、各種対策の準備 ・市健康危機管理対策本部の設置の検討及び準備、人員体制の確保 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づく市対策本部の設置 ・緊急事態措置に関する総合調整 ・道及び他市町村等への応援要請と対応

2 情報収集・分析

平時から効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。

有事には、市民生活及び市民の社会経済活動に関する情報等を収集し、国によるリスク評価等も考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげる。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・有事に備えた情報収集の体制整備 ・発生を想定した訓練等を通じた情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・国のリスク評価等を踏まえ、有事体制へ移行 ・国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針・情報を踏まえながら、柔軟かつ機動的に対策を見直し ・国から示された分析結果等を市民等に迅速に提供・共有

3 サーベイランス

国及び道と連携し、平時からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症発生動向の把握等のサーベイランスを実施する。有事には、感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげる。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症サーベイランス体制の構築やシステムの整備 ・発生動向等の把握、関係者間での情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動きを踏まえ、必要なサーベイランスを実施 ・国から共有された感染症の特徴や病原体の性状、発生状況等を市民等に迅速に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生状況に応じ、サーベイランスの実施体制の検討や見直し

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯そうしやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。道や関係団体等と連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備 ・有事に備えた情報提供・共有体制の整備、公表基準の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有 ・国からの要請を受けて、コールセンター等を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が適切に判断・行動できるよう、正確な情報を迅速に分かりやすく提供・共有 ・偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布を防ぐための情報発信

5 水際対策

国は、病原体の国内侵入を防ぐため、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することから、有事には、国及び道と連携し、居宅待機者等に対して健康監視を実施するなど、必要な協力を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する研修・訓練に参加することにより、平時から連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び道と連携しながら、居宅待機者等に対して健康監視を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き居宅待機者等に対して健康監視を実施

6 まん延防止

感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することが重要である。

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施することから、市は事業者や市民への周知など、必要な協力を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策の普及啓発、有事の対応等について市民や事業者の理解促進 ・集団発生等に備え、平時から道及び医療関係団体と連携構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延時に備え、患者や濃厚接触者の対応等について準備 ・国のまん延防止対策に関する情報を医療機関等と共有し、対策に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者及び濃厚接触者への対応を実施 ・国から示されたまん延防止策について、市民、事業者、学校等へ周知

7 ワクチン

ワクチン接種により、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動の影響を最小限にとどめるため、平時から、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。また、有事には、国のワクチンの準備段階等に応じ、速やかに接種体制の構築を行う。

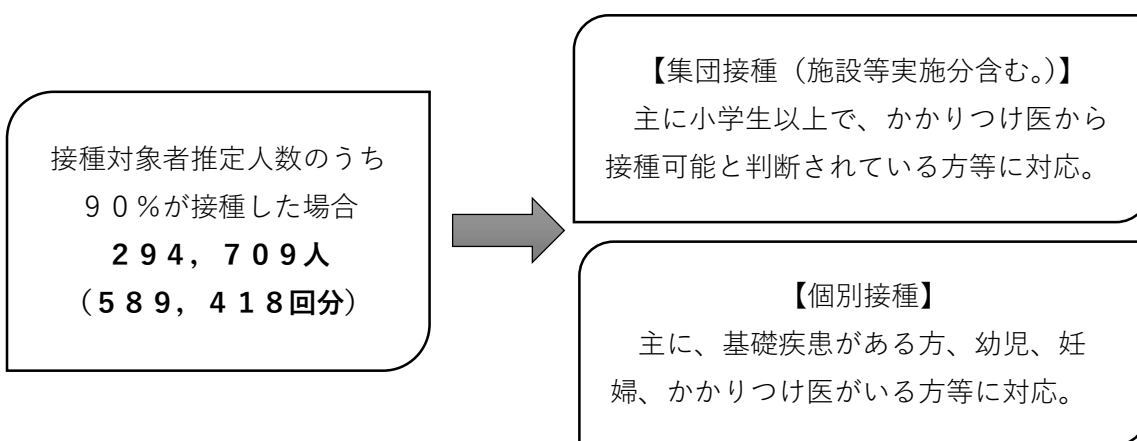
準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの接種に必要な資材の準備、接種体制の構築 ・国、道、医療機関や事業者等と連携し、円滑な実施に向けた準備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種会場や医療従事者等の確保、必要な資材の準備 ・市医師会、医療機関等と協議の上、接種体制を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種を実施 ・ワクチン供給量や実施体制等を踏まえ、関係者間で随時見直し ・ワクチン接種による健康被害救済の実施

旭川市新型インフルエンザ等対策住民接種ガイドライン

特措法において定められる住民接種について、新型インフルエンザ等のまん延防止に係る措置として住民接種体制の構築を図ることが求められていることから、市行動計画の巻末に「旭川市新型インフルエンザ等対策住民接種ガイドライン」を定め、次の想定で、住民接種の接種体制を整備する。

【新型インフルエンザワクチンに係る接種体制の想定】

- 1 接種率 90%
- 2 接種間隔及び回数 3週間間隔、2回接種



全国で、最大600～800万人分/週が出荷された場合
旭川市の人口で按分すると、2回接種完了まで、最低約32週を要する想定。

8 医療

道は、平時における医療機関との間の協定締結により、有事において感染症医療を滞りなく提供するための体制を整備することから、市は医療体制整備に係る調整等に対し、必要に応じ協力する。また、有事には、市内の医療提供体制の確保状況を把握するとともに、市内の医療機関や市民等に対して、適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・道が締結する医療措置協定等に基づき、有事に備えた医療体制を確保 ・国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・道や関係団体等と協力し、市内の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知 ・相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等適切な医療を提供するための情報や方針を示す 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間搬送事業者等と連携して、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊施設等の間での患者の移動手段を確保 ・国からの要請を受けて、相談センターの強化と市民等への周知

9 治療薬・治療法

国は有事における治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組を行うことから、市は国の臨床研究への協力、治療薬の流通管理及び適正使用の要請など、必要な対応を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・治療薬・治療法の研究開発の推進のため、国が行う臨床研究等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び道と連携し、市内の医療機関や薬局に対し、治療薬の適正使用を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・国から提供された診断・治療に関する情報等を踏まえ、市内の医療機関、薬局等に情報提供

10 検査

平時から検査機器の維持及び検査物資の確保、人材確保を含めた準備を進め、新型インフルエンザ等の発生当初から検査体制を迅速に整備する。また、病原体の性状や検査の特性等を踏まえ、検査実施の方針を柔軟に変更し、検査体制を見直す。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・市保健所における検査体制の整備、検査物品の準備 ・検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の確保 ・研修や訓練を通じた検査体制の維持・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市保健所等において速やかに検査体制を立ち上げ ・検査等措置協定機関を中心に検査実施能力を確保 ・国や道と連携し、検査方法の精度管理と評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間検査機関や医療機関への協力要請により、検査需要に対応できる検査体制の構築 ・国のリスク評価に基づく検査実施方針を踏まえ、検査実施の方針の見直し

11 保健

平時から、有事の業務負荷の急増に備え、情報収集体制や人員体制の構築、優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務の効率化を行う。有事には、市予防計画や市健康危機対処計画等に基づき、速やかに有事体制へ移行し、感染症の特徴や感染状況等の地域の実情に応じた対策を実施する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・市の感染症有事体制を構成する人員確保、研修・訓練の実施 ・ICT活用等による業務の効率化、地域の関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員確保や検査体制の立ち上げなど、感染症有事体制への移行準備 ・ホームページ等での周知、コールセンターの設置等を通じた、市民への情報提供・共有体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の人員体制の整備、IHEAT要員に対する応要請など感染症有事体制の確立 ・準備期に整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相談対応、積極的疫学調査等の感染症対応業務の実施

12 物資

感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資の備蓄状況等の確認と確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資の備蓄状況等の確認と確保

13 市民生活及び社会経済の安定の確保

国や道と連携しながら、有事に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨するとともに、市民生活・社会経済への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などに留意しながら適切な支援を実施する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や市民に対し、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨 ・国及び道と連携し、発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等に係る仕組みの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に必要な対策等の準備について、事業者や市民へ周知 ・生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び道と連携し、新型インフルエンザ等に関する措置により生じる心身への影響を考慮した必要な施策を実施 ・事業者の経営及び市民生活の影響を緩和するために必要な支援等を実施